

グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会規定基準 (国際的かつ持続可能な観光地の基準)

A 持続可能な観光地管理

A1. 持続可能な観光地への戦略

環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全問題、また景観に配慮した規模に見合った方法で、一般公開のできる中長期的な観光地域戦略を策定・実施し、住民参加を得る事により発展する。

A2. 観光地の管理組織

持続可能な観光への協調的な取り組みとして、官民参加により責任能力のある実践的な団体としての部局、グループ、委員会等、有効な組織を設置する。この組織は観光地の広さや規模に適したものであり、環境、経済、社会、そして文化的課題への管理能力に対する責任、監督、履行を定め、活動費は適切に確保されるようにする。

A3. モニタリング

環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、公表し、対応できる体制を整える。モニタリングシステムは定期的に見直し、評価を行う。

A4. 観光業の季節変動に対する経営管理

年間を通じた観光を実現するため、その地の適当な資源を有効に利用する事。それは地域経済、コミュニティ、地域文化、環境全てのニーズのバランスがとれた事業であり、季節による変動を和らげる対策である。

A5. 気候変動への適応

気候変動に関するリスクと好機を見定める体制を整える。この体制は気候変動へ適応した設備開発、立地選定、設計デザイン、施設経営の開発戦略に役立つものとする。また、この体制は観光地の持続可能性と復元力を向上させ、地域住民と観光客に対する気候変

動の公共的な環境教育につながるものにする。

A6. 観光資源と魅力のリスト作成

自然や文化に富んだ敷地を含む観光資源と魅力の情報を常に更新し、評価結果を一般公開する。

A7. 規制計画

環境、経済、社会への影響評価を行い、持続可能な土地利用、デザイン、建築、解体を統合的に行うようなガイドラインと規制、方策を立てる。このガイドラインや規制、方策は、自然及び文化的資源を守るよう策定し、市民の声を反映しつつ検討を重ね考案した上で、一般公開し、順守されるようにする。

A8. ユニバーサルデザイン

自然、文化的に重要な場所や施設は、障がい者や特別な準備を必要とする人を含むあらゆる人たちがアクセス可能な状態にする。現状ではアクセスが困難な場所や施設に関しては、サイトの整合性を説明し、その設備へのアクセスに必要な条件の提案や、根拠ある意見を通して、アクセス可能な余地をもうける。

A9. 資産取得

資産取得に関する法律や規則を定め、施行し、自治体と先住民を含む地域住民の権利を保護する。また、地域住民との協議を保障し、正当な代償や事前承諾のない移住・移設についてはそれを許可しない。

A10. 旅行者の満足度

旅行者の満足度をモニターし、その結果を報告書として公開し、必要に応じて旅行者の満足度を高める措置をとる。

A11. 持続可能性の基準

GSTC 基準と一致した持続可能性の基準を達成する事業者を奨励する制度を定める。持続可能性が認定、または証明された事業者については、その一覧を公開する。

A12. 安全と警備

犯罪、安全性、健康被害を監視、防止、報告し、それに対応する体制を整える。

A13. 危機管理と緊急時体制

観光地に適した危機と緊急時への計画を立てる。重要な情報は適切に住民、旅行者、関

連事業者に伝達する。計画は手順を確立し、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会を提供し、定期的に更新することとする。

A14. 観光促進

広告宣伝を含む観光促進活動は、訪問地、特産物、サービス、持続可能性の情報が正確であり、旅行者や地域住民を尊重し、事実に基づいたものとする。

B 地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化

B1. 経済調査

地域経済に反映する直接的、間接的な観光の経済効果については、少なくとも年1回の調査と結果の公表を行う。公表内容には可能な範囲で旅行者による消費額、稼働部屋ごとの売上高、雇用、投資データを含める。

B2. 地域の就業機会

観光産業における企業体は、全ての人に平等な雇用、訓練の機会、職業の安全性、公正な労働賃金を与える。

B3. 住民参加

観光地立案や決定に関して、継続的に住民の参加を奨励する体制を整える。

B4. 地域社会の声

観光地の管理に関する地域社会の期待、関心、満足度は、定期的に調査と記録がなされ、折を見て公表する。

B5. 地域住民のアクセス

自然及び文化的資源へ地域住民がアクセスできるように、定期的なモニタリングと保護を実施し、必要に応じて修復、回復を行う。

B6. 観光への気づきと教育

観光により影響のある地域社会に対し、観光事業の機会と課題への理解を高め、持続可能性を重要視するような、定期的な教育プログラムを提供する。

B7. 搾取の防止

商業的、性的、その他の搾取、またはハラスメントを防ぐための法律や条例を制定し、施行する。特に幼児、青少年、女性に対するものは注意を払う。

B8. 地域社会の支援

企業、旅行者、市民が地域社会や持続可能性に対して、自主的に取り組み貢献できるように促す。

B9. 地域企業の支援とフェアトレード

地元の中小企業や団体をサポートし、持続可能性のある地域特産品や、自然や文化に基づいたフェアトレードの指針を促進、啓発する体制を整える。これらは、飲料、食品、工芸品、伝統芸能、農作物などを対象とする。

C 地域社会、旅行者、自然文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化

C1. 観光資源の保護

建築遺産（歴史的、考古学的）や、農村や都会の景勝地を含む自然及び文化的資源を評価、修復、保護するための方針と体制を整える。

C2. 旅行者の管理

観光資源である自然及び文化的資源を保全、保護し、価値を高める目的で、旅行者を管理するシステムを設ける。

C3. 旅行者のふるまい

旅行者が繊細な場所を訪れる際に、節度ある行動を促すガイドラインを発行し、提供する。このガイドラインは、旅行者による環境負荷を抑制し、望ましいふるまいを促す。

C4. 文化遺産保護

歴史的・考古学的な工芸品の適切な販売、輸出、展示、または寄贈に関する法律を定める。

C5. サイトの解説、インタープリテーション

自然及び文化的サイトにて正確な解説、インタープリテーション等の情報を提供する。

情報は文化的に適切であり、地域との協力により改良され、旅行者に適した言語で伝えられるようにする。

C6. 知的財産

地域社会及び個人の知的財産権保護や維持に役立つ体制を整える。

D 環境による恩恵の最大化、悪影響の最小化

D1. 環境リスク

環境リスクを見極め、それらに対応する体制を整える。

D2. 繊細な環境の保護

観光地による環境への影響を調査し、生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整える。

D3. 野生生物の保護

野生生物（動植物を含む）の採集、捕獲、展示、販売に関し、地方、国内、国際的な法律や基準に則っていることを保証する体制を整える。

D4. 温室効果ガスの排出

事業主に対し、企業経営における全ての局面（サービス供給者からのものも含む）から排出される温室効果ガスを測定、調査、最小化、公開、軽減する。

D5. 省エネルギー

事業主に対し、エネルギー消費量の測定、調査、削減、公開と、化石燃料に対する依存低下を奨励する。

D6. 水資源管理

事業主に対し、水資源使用量の測定、調査、削減、公開を奨励する。

D7. 水の安全性

事業主による使用が、地域の水資源の利用条件を満たしているか監視する。

D8. 水質

飲料用水やレクリエーション利用水域の水質管理を行う。調査結果は公表し、水質に問

題があれば適時対応可能な体制を整える。

D9. 廃水

浄化槽や排水システムの立地、整備、検査について明確で強制力のあるガイドラインを設ける。地域住民と環境への影響を最小に抑え、廃水を適切に処理・再利用する。

D10. 廃棄物の削減

事業主に対し、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを奨励する体制を整え、全ての廃棄物の最終処分を安全で持続可能なものとする。

D11. 光害と騒音

光害と騒音を最小限とするガイドラインや法規を整える。また、事業主に対し、このガイドラインや法規に従うよう促す。

D12. 環境に優しい交通

公共交通機関や人力移動（徒歩や自転車など）を含む、環境負荷の少ない交通機関の利用を増やすよう体制を整える。

*GSTC 認定基準（英文）は、国連世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター、NPO 法人エコロジック協会、NPO 法人エコツーリズムセンター、太平洋アジア観光協会（PATA）の協力により、日本語に翻訳されています。

翻訳・校正協力者：堀信太郎、高山傑、橋本芽衣、月江潮、梅崎靖志、中澤朋代、大浦佳代、貝和慧美